

姫路市総合計画策定審議会条例

平成31年3月27日制定

(設置)

第1条 市長の附属機関として、姫路市総合計画策定審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、総合計画（姫路市まちづくりと自治の条例（平成25年姫路市条例第51号）第12条第1項に規定する総合計画をいう。以下同じ。）の策定について調査し、及び審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員48人以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 各種団体を代表する者又は各種団体から推薦された者
- (2) 学識経験を有する者
- (3) その他市長が適当と認める者

(参与)

第5条 審議会に参与を置くことができる。

2 参与は、前条各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

3 参与は、審議会が総合計画の策定について調査し、及び審議するに当たり、必要に応じて助言を行うものとする。

(会長及び副会長)

第6条 審議会に会長1人及び副会長4人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あ

らかじめ会長が指名する副会長がその職務を代理する。

(審議会の会議)

第7条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。
- 3 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 会議は、これを公開する。ただし、委員の発議により、出席した委員の過半数で議決したときは、公開しないことができる。

(意見聴取)

第8条 審議会は、必要があると認めるときは、委員及び参与以外の者を会議に出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。

(分科会)

第9条 審議会に分科会を置く。

- 2 分科会に属すべき委員は、会長が指名する。
- 3 分科会に分科会会長及び分科会副会長各1人を置く。
- 4 分科会会長は、当該分科会に属する委員のうちから会長が指名し、分科会副会長は、当該分科会に属する委員のうちから当該分科会会長が指名する。
- 5 分科会会長は、分科会を代表し、分科会の事務を掌理する。
- 6 分科会副会長は、分科会会長を補佐し、分科会会長に事故があるとき、又は分科会会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(守秘義務)

第10条 委員及び参与は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第11条 審議会の庶務は、市長公室において処理する。

(補則)

第12条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(失効)

2 この条例は、総合計画が策定されたときにその効力を失う。

(招集の特例)

3 最初に招集される会議は、第7条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。